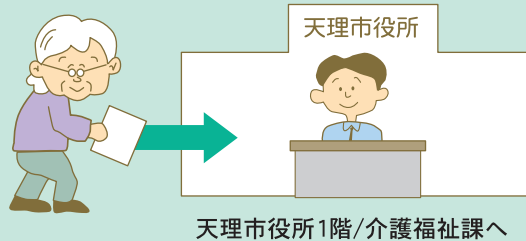


介護保険サービスを利用するまで

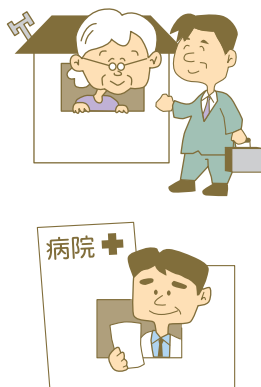
1 まず、申請して下さい。

申請書と介護保険被保険者証を市役所に提出します。



原則として30日以内

2 専門家が調査します。



■認定調査

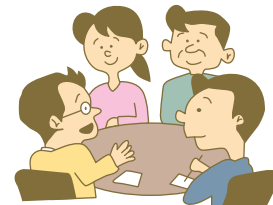
調査員が利用者の自宅などを訪問し、心身の状態などについて聞き取り調査します

■主治医の意見書

利用者の主治医に、病気やけがの状況などについての意見を求めます

■介護認定審査会

調査の結果をもとに、保健・医療・福祉の専門家が、総合的に要介護度を認定



3 認定結果が通知されます。

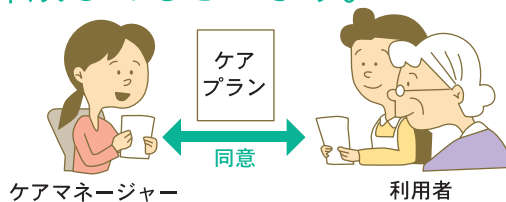


■利用できるサービス

認定結果	施設サービス	在宅サービス
要介護 1~5 (介護サービスが利用できます)	○	○
要支援 1~5 (介護予防サービスが利用できます)	○	×
自立	×	×

4 ケアプランを作成してもらいます。

どんなサービスを、どのくらい利用するか、心身の状況に合ったケアプランを作成してもらいます。



5 サービスが利用できます。

原則として、費用の1割を利用者が負担とします。



6ヶ月に1回、更新します